

第17回 関東・水と緑のネットワーク 募集要項

一般社団法人関東地域づくり協会
公益財団法人日本生態系協会

第17回 関東・水と緑のネットワークは、以下の内容で募集を行います。

1. 応募要件

以下の要件を満たす取組を助成します。

①助成対象団体

- ・ 関東地域の1都7県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）に事務所等の連絡先がある団体
※市民団体、学校、企業など。法人格の有無や団体の規模は問いませんが、個人が行う活動は対象外です。
- ・ 複数の団体が連名で応募する場合は、問合せ窓口となる団体（事務手続を行う団体）は1つにしてください。

②助成対象活動

- ・ 関東地域の1都7県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）で行う自然環境の保全に関する活動
※活動場所の面積に関する要件はありません。
- ・ 一般社団法人関東地域づくり協会から令和7年度公益助成を受けている活動は、助成対象外となる場合があります。予めご了承ください。
- ・ 以下の活動を優先して採択します。（特に、大学生以下の学生・生徒・児童が活動の中心となる取組を優先して採択します）

●地域の生物多様性の保全・回復につながる活動

（例）身近にある湿地・草地・樹林などの保全・回復、学校や企業などの敷地でのビオトープの整備 など

●道路沿いの土地（車窓から見える土地）で行う在来種の草地や樹林を保全・再生する活動

●本助成の終了後も継続して活用可能な広報資料の作成

（例）ウェブサイトの開設・更新、団体の活動案内パンフレットの作成・改訂 など

2. 評価の視点

- ・応募書類は主に以下の視点で選考を行います。

評価の視点	特に評価する活動（例）
自然環境のつながりを 保全・回復する活動	・ 貴団体の活動場所の自然環境と、その周辺の自然環境とのつながりを保全・回復する活動
	・ 地域の野生生物の生息・生育環境を、つながり・まとまりのある形で保全する活動
課題の解決につながる活動	・ 環境保全活動を行う団体に共通する問題の解決につながる活動（特に、活動の担い手となる人材の確保・育成、活動に対して助言・指導を行う有識者や専門家との関係づくり）
「関東・水と緑のネットワーク」に選定された団体間のネットワークづくりに関する活動	・ 関東・水と緑のネットワーク（旧 関東・水と緑のネットワーク拠点百選）に選定された複数の団体が連携して行う環境保全活動

3. 助成額及び助成期間

【助成額】

- ・ 1 団体につき上限 5 0 万円
令和 7 年度は、3 ～ 5 団体程度を助成予定です。
- ・ 応募できる取組は 1 団体につき 1 件です。複数の団体が連名で応募する場合は 1 団体と数えます。
- ・ 選考の結果、助成額を減額して採択することもあります。

【助成期間】

- ・ 助成決定日（令和 7 年 8 月下旬を予定）～令和 8 年 3 月 1 0 日（火）
助成決定日は採択された団体に別途、書面で通知します

4. 助成内容

- ・ 活動目的に添う経費全般を助成しますが、以下の経費は助成対象外です。

＜助成の対象外となる経費＞

応募団体の運営経費

- ・ 団体の構成員（会員やボランティア等）の人件費・交通費・食事代、事務所の賃貸料、団体の運営のために日常的に使用する備品（コピー機、電話機、パソコン

等)の購入費・リース費 など

領収書がない経費

- ・領収書がない経費は助成対象外です。
- ※なお、領収書が発行されない近距離の交通費（電車代、バス代）は、所定の書式に記入・提出することで助成対象となります。採択後、希望する団体には、別途、書式（旅費交通費精算書）を送付します。

内訳が分からない経費

- ・領収書があっても、領収書の但し書きの記載内容から内訳や使途が読み取れないものは助成対象外です。（例えば、備品一式、講演会開催費用一式 など）
- ・複数の物品等を一括して購入する場合は、レシートや見積書、納品書など、「購入した物品の内訳・数量」が分かる書類を添付してください。

他の用途に転用可能な資機材の購入費・リース費

- ・パソコン、各種タブレット機器、携帯電話 など

助成期間外に発生した経費

- ・助成期間外に支払いや精算を行った経費は、採択された団体の自己負担となりますので、ご注意ください。

<助成金の精算について>

- ・助成金は、活動終了後に提出された既定の書式（活動報告書、領収書など）の内容を確認後、実費で支払います（令和8年3月下旬に口座振込予定）。なお、助成金の全額または一部の前払いはできませんので予めご了承ください。
- ・活動終了時に提出する書式は、本助成金に採択された団体の担当者にEメール（お持ちでない場合は郵送）で送付します。
- ・採択決定の通知文書に記載された助成額よりも実際の支出額が少ない場合は、実際に支出した額が助成額になります。逆に、通知文書に記載された助成額よりも、実際に支出した額が多い場合は、超過分は採択された団体の自己負担になります。

5. 選考スケジュール

[応募締切] 令和7年7月18日（金）必着

[書類選考] 令和7年7月中旬～8月中旬

※応募書類の記入内容について、事務局から電話やEメールで確認をすることがあります。

[結果通知] 令和7年8月下旬

※選考結果は全応募団体に書面で通知します。選考の結果、助成額の減額等が行われる場合があります。

6. 応募方法

- ・応募に必要な書式（応募用紙）は、「関東・水と緑のネットワーク」のウェブサイトからダウンロードできます。紙媒体の応募用紙を希望する団体は、「宛先を記入した長型3号封筒」と「110円切手」を同封して事務局宛にお送りください。折り返し、募集要項と応募用紙を郵送します。

※ウェブサイトの URL、返信用封筒・切手の送付先は本募集要項の末尾を参照

- ・応募用紙に必要事項を記入して、**令和7年7月18日（金）必着**で、本募集要項の末尾に記載された事務局の宛先に、Eメールまたは、配達記録が残る方法（レターパック、特定記録郵便、宅急便など）で送付してください。
- ・応募用紙は片面印刷で作成してください。活動場所の写真を含むページは、なるべくカラー印刷をお願いします。
- ・応募用紙に書き切れない場合は別紙に記入してください。別紙の体裁や用紙のサイズ、枚数は自由です。なお、パンフレットなどの既存の資料（コピー可）で応募用紙の内容を補う場合は、通し番号を付けて該当箇所を枠で囲う、色付きペンで下線を引くなど、応募用紙の記入箇所と添付資料との対応関係が分かるようにしてください。

＜採択された団体の事務手続＞

- ・採択された団体の担当者には、通知文書とともに事務手続に関する書類を郵送します。応募用紙の連絡先に E メールアドレスを記入した団体には、E メールでも通知文書、事務手続に関する書類を送信します。
- ・助成を受けて行った活動内容は、通知文書とともに送付する書類（活動報告書など）に記入し、**令和8年3月10日（火）必着**で事務局に提出してください。
- ・助成期間中（通知文書の発行日～令和8年3月10日）に関東・水と緑のネットワーク事務局に提出いただいた書類は事務局に帰属し、提出書類の記載内容（写真・図表等も含む）をもとにウェブサイト、冊子、報告書等の成果物を作成し、公表することがあります。予めご了承ください。

第17回 関東・水と緑のネットワークの事務手続の流れ

応募締切	令和7年7月18日(金)必着
応募書類の選考	令和7年7月中旬～8月中旬 ※第三者で構成する選定委員会での書類選考を経て採択団体を決定
選考結果の通知	令和7年8月下旬 ※選考結果は全応募団体に書面で通知
助成期間	令和7年8月下旬(通知日以降)～令和8年3月10日(火) ※各団体の活動を実施(物品購入や行事開催等)
交流会の開催	令和8年1～2月頃の開催を予定 ※今年度助成を受けた団体の活動報告、各団体が抱えている課題解決につながる話題の提供など(一般公開で開催予定)
報告書類の提出	令和8年3月10日(火)必着 ※助成を受けて実施した内容に関する報告書類の提出
助成金の支払	令和8年3月下旬 ※提出書類の内容を確認後、採択された団体が指定する金融口座に助成金を振込

問合せ先・応募用紙の提出先

関東・水と緑のネットワーク事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
公益財団法人 日本生態系協会 内(担当: 亀田)

[電話] 03-5951-0244 (代表)

[Eメール] 100select@ecosys.or.jp

[WEBサイトのURL] <https://www.ecosys.or.jp/100select/>